

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案 (職業安定法の特例)の概要

概 要

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)等において、ハローワークの職業紹介業務について、平成20年度を目途に市場化テストを実施するとされたことを踏まえ、その実施に向け、公共サービス改革法を改正し、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、当該業務のうち一定範囲のものを民間事業者に委託することができるものとするための措置を講ずる。

(注) 公共サービス改革法は、内閣府所管の法律

改 正 の 内 容

○ 公共サービス改革法第32条第1項の特定業務に、ハローワークの職業紹介業務を追加

- ・ 特定業務を実施する民間事業者が、特定業務を行う施設において職業紹介を行う場合は、職業安定法第32条の11の規定(港湾運送業務及び建設業務の取扱い禁止)が適用されない。

※ 公共サービス改革法第32条(職業安定法の特例)の趣旨

民間事業者(有料職業紹介事業者)は、職業安定法第32条の11の規定により港湾運送業務及び建設業務の取扱いが禁止されている一方、ハローワークはこれらの業務の取扱いが禁止されていない。そのため、官民の競争条件の均一化を確保する観点から、市場化テストとして特定業務を行う民間事業者については、当該規定を適用しないこととしているもの

新たに追加される特定業務の範囲

ハローワークの職業紹介業務を市場化テストの対象となる特定業務として規定する場合、ILO第88号条約違反とならないよう、その業務範囲には留意する必要がある

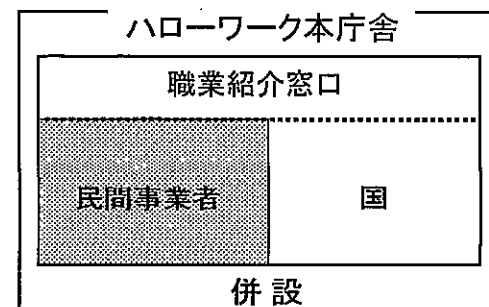


そのため、民間事業者が市場化テストとして実施する業務範囲を明確化して規定

「ハローワークの庁舎において、その職員が自ら職業紹介業務を行う窓口に併設する窓口において行う職業紹介業務」

※ 引き続き国の職員によるセーフティネットとしての職業紹介業務が行われることも法文上明記することで、ILO第88号条約違反との疑念を払拭

【市場化テストの実施形態】



参 照 条 文

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)

(職業安定法 の特例)

第三十二条 次に掲げる公共職業安定所の業務(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者であつて特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項の許可を受けた者でなければならない。

- 一 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務
- 二 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務

2 前項の公共サービス実施民間事業者が、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う場合において当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○ 職業安定法(昭和22年法律第141号)

(取扱職業の範囲)

第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務(港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。)に就く職業、建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

2 (略)

ハローワーク市場化テスト案(ハローワーク内における民間職業紹介窓口の設置)

I 実施内容

【対象範囲】

○ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設する。

- ◆求職者は設置された官民の窓口を自由に選択。
- ◆雇用保険受給者も対象とするが、失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う。
- ◆福祉機関等と連携した「チーム支援」の対象者(※)も官が行う。

※[障害者、生活保護・児童扶養手当受給者、刑務所出所者]の一部

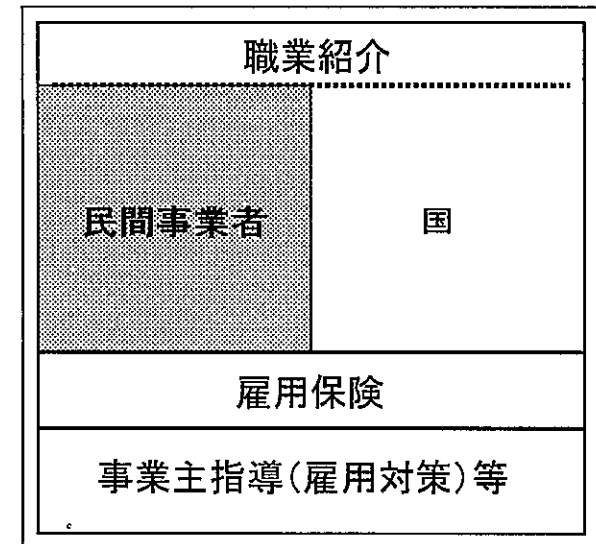
【業務内容】

- 職業紹介、職業相談
- その他、就職支援のための措置

【実施施設】 東京(23区内) 2所

※官の職業紹介窓口の職員数を削減

【ハローワーク本庁舎】



II ネットワーク

- 民間事業者に対し、ハローワークインターネットサービス上で提供されている最新の全国情報をCD-ROMで提供する。事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業主の了解を確認した上で、民間事業者に提供する。
- 求人自己検索端末(ブロック内の情報を提供)は官民いずれの窓口の求職者も自由に利用できる。
- 企業指導情報は非提供。

Ⅲ 求職者選別・求人求職情報管理の問題

○民間事業者が求職者の選別(より就職が困難な者を官の窓口に戻す、後回しにする、優良求職者を自らの取引先等に誘導するなど)を行わないための仕組みを整備。

◆窓口利用者に対するアンケートを義務づけ、求職者の選別の有無等を確認する(官民で実施)。

◆就職困難度が高い求職者(例:障害の種別・程度、年齢階層、離職の有無、個人の属性)の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスインセンティブ方式などを検討。その他の方策についても検討。

○民間事業者が得ることとなる求人求職情報の適正利用、守秘義務などについて受託終了後を含む厳格な行為規制を課す仕組みを整備。

◆求人求職情報の不適正利用(自らの営利目的事業への利用等)をチェックするためのシステムの構築を検討(求人・求職者への適正利用ルールの周知、相談・苦情窓口の設置、上記CD-ROMのコピー制限、利用後の回収など)。

Ⅳ その他

○テスト期間(3年間程度)の結果を踏まえ、その後の対象の在り方について検討。

○労働関係法令等違反企業、障害者雇用率未達成企業等は、入札から排除する。

○受託民間事業者は、窓口業務のために一定数の正社員を確保するものとする。

○契約途中でも問題があれば契約を解除。

○民と官のイコールフットイングを確保し、市場化テストの目的が十分に達成されるようにする。この観点を実質的に確保されるよう、官民競争入札等監理委員会で行われる「公共サービス改革基本方針」及び「実施要項」の審議を経て、市場化テストを実施する。市場化テスト実施後においても、業務の実施状況についてのフォローアップにおける同委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じるものとする。